

世界情勢委員會第一回會合（昭和十八年一月十五日）

配 布 書 類

- 一 世界一〇〇一（法令第五九號）戰時價格法（其ノ十七）
- 二 戰爭關係重要事項日誌第一號（昭和十八年一月一日—五日）
- 三 同 第二號（昭和十八年一月六日—十二日）

以 上



世界一〇〇一（法令第五十九號）第一回（昭和一八、二、一五）

四六、戦時價格法（其ノ十七）

- (ツ) 山林經濟一九四〇年度ニ於ケル原料木材ノ價格形成ニ關スル命令（一九四〇、二、一二）
- (ハ) オーストリーラントニ於ケル四箇年計畫施行命令（一九三八、三、一九）
- (ニ) オーストリーラントニ於ケル四箇年計畫施行第二次命令（一九三八、三、二七）
- (ロ) ステューテン獨逸地方ニ於ケル四箇年計畫實施ニ關スル命令（一九三八、一〇、一〇）

（山）林經濟一九四〇年度ニ於ケル原料木材ノ價格形成ニ關スル命令
（一九四〇年一月十二日附）

Verordnung über die Preisbildung für Rohholz im Forstwirtschaftsjahr

1940 vom 12. Januar 1940 (RGBl. I S. 123)

一九三六年十月二十九日附四箇年計畫實施法ノ價格形成國家委員ノ
任命ニ關スル件（公報第一節九二七頁）第二條ニ基キ四箇年計畫受託
官ノ同意ヲ待テ左ノ通命令ス

競賣能刀アル原料木材

第一條 （一）口頭ニ依ル最高價競賣（Meistgebot, Versteigerungen）

ハ左ノ場合ニ之ヲ認ム

一、圓材（Stammholz, Rundholz）ニシテ品質優良ナルカ若ハ效

用アル爲メ有價木材ト又ハ特殊ノ用途アル爲メ特殊有價材

（Holzwirtschaftsjahr）品質高麗ノ利用ヲ保證セラルルモノ

二地方的自家加工者（小工業者及小手工業者）ノ需要充足ノ爲競
 買者ノ制限アル用材販賣（Nutzholzverkäufe）ノ場合。但シ此
 ノ場合ニ於テハ目豕需要充足ノ爲ノ小量ニ限り競落スルコトヲ待
 三特定ノ地方ノ慎行ト爲リタル限度以下ニ於テ、生産地消費者ノ
 需要充足ノ爲競買者ノ制限アル中腹森林又ハ山麓森林（Mittell- und
 Niederwaldungen）ノ木材ヲ購買者ガ目ヲ募集シタルトキノ販
 賣ノ場合。但シ特定ノ地方トシテ石ノ如キ販賣カ一九三七年二月十日
 附最高價競買ニ依ル材販賣禁止ニ關スル命令（公報第一節一八九
 頁）施行期迄又ハ爾後オストマルク及ステューテンラント大管區ニ價
 行トシテ行ハレタル地方ヲ請フ
 待
 四前項ノ意義ニ於ケル競買能ナル木材ハ任意販賣ヲ爲スコトヲ
 待
 三第一項第二號及第三號ニ依リ競落シ又ハ任意ニ購買シタル木材
 ノ轉賣ハ之ヲ禁ズ

第二條 第一條第一號ノ意義ニ於ケル觀賞能力アル木材トハ左ノモノ
ヲ謂フ

一、左ノ性質アル樺圓材

(イ) 木質及其ノ他ノ性質ニ依リベニア板ニ適スル(ベニア板幹材)
樺圓材^もベニア板用材ハ硬度アリ、直高莖、完全木質、無節又ハ稀

少節並ニ無瘤且無刺ノモノシテ、均質、平輪ノ平輪アルコトヲ要ス

(ロ) 總体ノ少クトモ百分ノ三十方(イ)號ニ依ル品質部分ヨリ成ル樺

圓材

(ハ) 木材測定指令

Holzmassanweisung

(譯註)ノ品質類別

甲(A)ノ樺圓材(造材丸太、Schneiderstämme

)。石ノ圓材ノ未

分類使用ヲ爲シタル場合ニ木材測定指令ノ品質類別丙(C)ノ木材
ノ陳列ヲ爲スコトハ之ヲ禁ズ

最小直徑木皮ヲ除ク四〇浬(品質類別第四ヨリ)及最短尺二米

又ハ例外ノ場合ニハ一・六〇米(イ)及(ハ)

右ト同一ノ最小直徑及最短尺一・六〇米ノ部分ノ口

二、最小直徑木皮ヲ除ク五〇樞（品質類別第五ヨリ）及最短尺三米ノ品質類別甲ノ樞ノ木圓材並ニ直徑木皮ヲ除ク四〇乃至四九樞（品質類別第四）及最短尺五米ノ樞ノ木圓材。品質類別中ノ木材ハ硬度、完全木質、無節又ハ稀少節且其ノ瑕疵ナキモノナルコトヲ要ス。硬皮ノ赤色木髓、一米毎ニ二樞以下ノ不規則ニ皺立タル及僅少ノ撓曲ハ之ヲ認ム

三、(イ) 楓 Ⅱ、トネリコ Ⅱ、榆 (Rustern, Ulmen) Ⅱ、紫泉樹 Ⅱ、

白樺 Ⅱ、赤楊 Ⅱ、アスペン Ⅱ、アカシア Ⅱ、泉樹 Ⅱ及アイフリボク Ⅱ
 Ⅱ 原木 Ⅰ 最短尺二米ノ Ⅰ、但シ最小直徑木皮ヲ除ク三〇樞（硬度類別第三ヨリ）ノ品質類別甲ノ木材ヲ含ム。最小直徑木皮ヲ除ク四〇樞（硬度類別第四ヨリ）アル場合ノ最短尺ハ石以下タルコトヲ得。
 品質類別甲ノ木材ハ硬皮アリ、直高莖、完全木質並ニ無節又ハ稀少節ノモノナルコトヲ要ス。使用價值ヲ損セザル僅少ノ毀傷及瑕疵ハ

之ヲ認ム

(ロ) 剥皮用ノ白樺、赤楊、アスペン、及柳ノ圓材。剥皮用材ハ少クトモ三木ノ長サアリ且木反ヲ含ミ最小樹梢二二樺並ニ少クトモ六樺ノ幅ノ硬度ノ白木質環ノアルモノナルコトヲ要ス。本木材ヲ剥皮用以外ニ使用スルコトハ之ヲ察ズ。但シ赤楊剥皮用材ニハ之ヲ適用セズ

四 左ノ性質アル松樹ノ圓材 (長木及造材)

(イ) 最短長二・四〇木ノ造材圓材 (Schneide- & Stammholz)) (長

木及造材) 又ハ少クトモ全長ノ三分ノ二、但シ全長六米以下ノ場合ハ少クトモ四米方表面無節無瘤ニシテ最小直徑木皮ヲ除キ三〇樺(硬度類別第三イヨリ)ノ造材圓材(長木及造材)並ニ直徑木皮ヲ除キ二五樺乃至二九樺(硬度類別第二ロ)ノ造材圓材、最短尺一〇米及最小樹梢直徑木皮ヲ含ミ二〇樺ノ造材圓材、右ノ性質アル圓材ニ限リ之ヲ品質類別甲ト看做ス。本圓材ハ樅ノ樹幹ヨリ切斷スルコトヲ要ス

(ロ) 下部ニ於テ少クトモ四米ノ長ナアリ、周圍ノ表面ガ無節無瘤ニシテ直高莖ナル造材部分ヨリ成リ最小红木皮ヲ除キ三〇程（硬度類別第三イ以上）ノ良質ノ造材ヲ含ム圓材（長木及造材）。造材ヲ含ム圓材判定指令品質類別丙（C）ノ木材ノ條列ヲ爲スコトハ之ヲ禁ズ

(イ) 號及(ロ)號ニ「造材圓材」又ハ「造材部分」ト稱スル木材ハ表面ニ及ナキコトヲ要ス。本材ハ硬度アリ直高莖ニシテ且均質、大輪ノ年輪ナキコトヲ要ス。一米毎ニ二程以下ノ不規則ニ皺立タル撓曲ハ之ヲ認ム

(ハ) 最小红木皮ヲ除キ三〇程（硬度類別第三イヨリ）且最短尺四米ノ乾燥（青色モ亦）造材及乾蝕菌造材ニシテ最初ノ六米ニ付一乾蝕菌ニ止マルモノ。乾燥造材及乾蝕菌造材ハ石ノ缺陷ヲ探クノ外(イ)號及(ロ)號ニ括グル「造材」及「造材ヲ含ム」圓材ノ其ノ他ノ在實ヲ具備スルニトヲ要ス

(二) 最小直径木皮ヲ除キ二八種及最短尺一二米ノ杭用圓材。一米徑ニ一種ノ不規則ニ鍛立タル撓曲ハ之ヲ認ム

乾蝕菌ニシテ撞込能力ヲ傷害セザルモノナル限り木材ニ附着スルコトヲ妨グズ。切断面ハ瑕疵ナキモノナルコトヲ要ス。「撞込杭」用材トシテ購入シタル木材ヲ建築材（角材及梁材）トシテ加工シ又ハ其ノ他ノ製材トシテ切斷スルコトハ之ヲ禁ズ

樹木ノ疾病ガ其ノ性質上並ニ樹木ノ硬度ニ對スル其ノ蔓延ノ割合ニ於テ當該用材ノ用途ヲ妨グルトキハ、右罹病部分ノ切斷ヲ爲スコトヲ待。其ノ他ノ總テノ場合ニ於テハ(イ)、(ロ)及(ハ)號ノ木材ノ疾病ハ之ヲ妨グズ。本圖材ハ「樹木ノ疾病アリ」ト明示スベシ

其「落葉松圓材（長木及造材）」。但シ落葉松ニシテ大輪ノ不均一ノ年輪ガ認メラレ、第四號(イ)及(ロ)號ニ拘グル性質ヲ具備スルモノ

六「最小直径木皮ヲ除キ三〇種（硬度類別第三イヨリ）且最小樹梢木皮ヲ含ミ二〇種ニシテ表面ニ現ハルル刃ナク、瑕疵ナク均一ノ年

論ノアル竹柏圓材（長木及造材）

マ松屬用材

ハ左ノ性質アル蝦夷松、樅、及ダグラス米松 圓材（Douglasfir）

Stammholz

(イ) 最小直徑木皮ヲ除キ四〇種（硬段類別第四ヨリ）ノ造材ニシテ音響器用材、燐寸ノ軸木用材、經木用材、碎用材、彫刻用材及鐘窓用材ニ適スルモノ。本造材ハ完全眞直ニシテ少クトモ直徑ノ三分ノ二ガ油干輪ヲ描ク均一ノ年輪ガアリ且眞直ニ截斷セラレタルモノナルコトヲ要ス。本圓材ノ内部ノ三分ノ一ハ下端ノ場合ハ圓環ノ木皮及樹木ノ疾病アルコトヲ待テ本性質アル圓材ニ限り品質類別甲ト着做ス

(ロ) 剥皮用ニ適スル圓材（長木及造材）

(ハ) 杭用ニ適スル類別第五及第六ノ長木

(イ) 鋸皮 (ロ) 鋸ニ依リ購入シタル木材ヲ建築材（角材及梁材）トシテ

加工シ又ハ其ノ他ノ製材トシテ切斷シ並ニ「剥皮屑材」ヲ剥皮目的
以外ニ使用スルコトハ之ヲ禁ズ

第三條 第二條第一號、第二號及第三號ノ意義ニ於ケル脱質能力アル
原料木材ハ原則トシテ其ノ他ノ圓材ヨリ切斷スベシ。切斷シ得ザル
トキハ有償材部分ハ別個ニ測定スベシ

第四條 (一)有償材及特殊有償材ト稱スル圓材ハ山林ニ於テ、販賣ノ場
合ニ明示シ且別個ニ評價スルコトヲ要ス

(二)脱質公告ハ常ニ如何ナル種族ノ脱質能方アル木材ガ脱質セラル
ルカヲ明記スベシ

第五條 (一)第一條ノ意義ニ於ケル脱質能力アル木材ニハ價格引上禁止
關スル命令ハ之ヲ適用セズ

(二)脱質能方アル木材製製品ニ付テハ第一項ニ於ケル命令ニ依ル例
外許可ノ付與ハ、例外ノ申請ガ脱落又ハ任意脱質材ノ價格引上テ目
的トスルトキハ之ヲ認メズ

第三項ノ規定ヲ明示スベシ

(三) 販賣者又ハ其ノ代理人ハ販賣能力アル原料木材ノ販賣ヲ爲スト

販賣能力ナキ原料木材

第六條 (一) 内國産ノ榲ノ木 〓 松樹 〓 (落葉松 〓、竹柏 〓)

及蝦夷松 〓 (樅 〓、ダグラス米松 〓) 圓材ノ有償引渡ノ場合ハ附

録甲 (A) 乃至丙 (C) ニ定ムル最高價格ヲ超エ又ハ最低價格以下

ニ引下グルコトヲ得ズ

(二) 價格差ハ木材測定指令品質類別乙ノ木材ヲ言ム

(三) 價格差出 (Preisermitlung) ハ中間價格 (Mittelpreise) ヲ基

礎トスベシ。中間價格ハ通常ノ品質及通常ノ減出状態ノ場合ハ品質

類別乙ノ木材ニ之ヲ適用ス。中間價格ニ付テハ木材ノ在賣又ハ減出

状態ヨリ正當ト認めラルトモニ限り既定ノ價格差ノ範圍内ニ於テ

之ニ與ル定ヲ爲スコトヲ得。オストマルク山嶽價格地域 (第十條第

一項) 及バイエルン價格地域山嶽地帯(第十條第二項)ニ於テハ、
 伐出場所最寄ノ木材置場ヨリ最寄ノ停車場又ハ船積場迄瀾葉樹一立方
 米ニ付四ライヒスマルク又ハ針葉樹一立方米ニ付三ライヒスマルク
 ノ土地價行ト爲リタル搬出費アル場合ハ中間價格ヲ超ユルコトヲ得
 ズ

(四) 割増及割引ハ附録甲乃至丙ニ依リ之ヲ算定スベシ

(五) 本條ニ據ゲザル長木類別及硬皮類別ノ價格ハ價格統制類別ニ對
 シ商價智ヲ斟酌シテ算定スベシ

(六) 枕木用材ヲ木材測定指令ノ規定又ハ購買者ノ指示ニ依リ一倍又
 ハ數倍ノ枕木、定尺アル 造材トシテ販賣スルトキハ、品質類別乙ノ
 圓材價格ヲ之ニ適用ス。枕木用ノ全長圓材販賣ノ場合ハ木材測定指
 令ノ品質類別ハ之ヲ適用セズ

(七) 相異ル品質類別又ハ長木類別及硬皮類別ヲ平均價格ヲ以テ販賣
 スルコトハ之ヲ認ム

(八) 附録甲乃至丙ニ割増木材 (Zuschlagsholz) トシテ濶グル圍材ハ其ノ旨森林ニ明示スベシ

第七條 (一) 内産ノ濶葉樹 (樺) 山毛榉及アカシア) 及針葉樹 (松) 落葉松) 及蝦夷松) ノ汎用長木及汎用短尺材ノ有償引渡ノ場合ハ附録丁 (D) 及戊 (E) ニ掲タル價格ヲ超エ又ハ引下グルコトヲ待ズ。オストマルク山嶽價格地域 (第十條第一項) 及バイエルン價格地域山嶽地帯 (第十條第二項) ニ於テハ、伐出場最寄ノ木材直場ヨリ最寄ノ停車場又ハ船積場迄濶葉樹一立方米ニ付四ライヒスマルク又ハ針葉樹一立方米ニ付三ライヒスマルクノ土地價行ト爲リタル減出費アル場合ノ價格トス。石ノ減出費ヲ超ユル額ハ木材價格ヨリ之ヲ控除シ、石ノ減出費以下ノ額ハ木材價格ニ之ヲ加算スベシ

(二) 支在、突張り及祝木用タル松樹汎用材ノ販賣ヲ爲ストキハ第一項ニ定ムル價格ハ其ノ百分ノ十又之ヲ超ニルコトヲ待。木材ヲ支在、

突張り及祝木以外ノ目的ニ使用スルコトハ之ヲ禁ズ

① 購買者ガ抗用材ノ募集ヲ爲ス場合ハ法定社管費ヲ加算シタル山林経営ニ地方的ニ認メラルル實銀費ヲ控除スベシ。其ノ他送別費及宿泊料ハ契約履行ニ付販賣者ニ生ジタルモノナル限り之ヲ控除スベシ

第八條 (一) 類別甲乃至丙ノ内國産物ノ木Ⅱ、松樹Ⅱ及蝦夷松Ⅱ(樅Ⅱ)

纖維用材 (Faserholz, Zellstoffholz) ノ有償引渡ノ場合ハ、オストマルク山嶽價格地域 (第十條第一項) 及バイニルン價格地域山嶽地帯 (第十條第二項) ニ於ケル場合ヲ除クノ外、附録B乃至Hニ定ムル最高價格ヲ超ニ又ハ最低價格以下ニ引下グルコトヲ得ズ

② 價格標出ハ中間價格ヲ基準トスベシ。中間價格ハ通常ノ品質及通常ノ搬出狀態ノ場合ハ木材測定指令ニ依リ加工ヲ爲ス木材ニ之ヲ適用ス。中間價格ニ付テハ木材ノ性質又ハ搬出狀態ヨリ正當ト認メラルルトキニ限り既定ノ價格差ノ範圍内ニ於テ之ニ異ル定ヲ爲スコ

トヲ待。オストマルク山嶽價格地域（第十條第一項）及バイエルン價格地域山嶽地帯（第十條第二項）ニ於テハ、伐出場最寄ノ木材置場ヨリ最寄ノ停車場又ハ船積場迄潤葉樹一立方木ニ付四ライヒスマルク又ハ針葉樹一立方米ニ付三ライヒスマルクノ土地價行ト爲リタル撤出費アル場合ハ中間價格ハ之ヲ固定價格（Festpreis）ト看做ス。右ノ撤出費ヲ超ユル額ハ中間價格（固定價格）ヨリ之ヲ控除シ、石ノ撤出費以下ノ額ハ中間價格（固定價格）ニ之ヲ加算スベシ

（三）類別Dノ纖維用材ニ付テハ類別Cノ最低價格ヲ超ユル價格ヲ請求シ又ハ付與スルコトハ之ヲ禁ズ。本價格ハ強度ノ品質又ハ不利ノ撤出狀態ニ因リ適當ト認ムルトキハ之ヲ引下グベシ。オストマルク山嶽價格地域（第十條第一項）及バイエルン價格地域山嶽地帯（第十條第二項）ニ於テハ類別Dノ纖維用材ニ付第二項ニ依リ類別Cニ認ムル價格ヲ超ユルコトハ之ヲ禁ズ

第九條（一）第六條乃至第八條ニ掲グル原料木材價格ハ圓材及坑用長木

ニ付テハ運搬ヲ爲サズニ、其ノ他總テノ原料木材ニ付テハ運搬ヲ爲シタル森林渡ニ之ヲ適用ス。オストマルク山嶽價格地域（第十條第一項）及バイエルン價格地域山嶽地帯（第十條第二項）ニ於テハ、本價格ハ伐出場所最寄ノ土場渡ニ之ヲ適用ス

（二）運搬セラレザル原料木材及土場渡販賣原料木材ハ購買者ガ通常ノ方法ニ依リ搬出シ得ル様積立整頓スルコトヲ要ス。運搬セラレタル原料木材ハ道路、林道又ハ木材ナキ林道若クハ場所ニ直送セラレタルモノナルコトヲ要ス

（三）針葉樹坑用木材價格ハ剝皮シタル木材ニ之ヲ適用シ、其ノ他ノ木材價格ハ木皮着木材ニ之ヲ適用ス

第十條 （一）オストマルク山嶽價格地域ハ左ノ如シ

楠ノ木圓材……………二六、

松樹圓材……………三六、三七、三九、四〇、四一、四二、

縦圓材……………三三、三四、三六、三七、三八、

潤葉樹及針葉樹坑用材……………一六、

楠ノ木纖維用材……………三〇、

針葉樹纖維用材……………二三、

(一)山嶽地帯バイエルン價格領域ハ左ノ如シ

楠ノ木圓材……………二七、二八、

松樹圓材……………三二、三三、

樅圓材……………二八、二九、

潤葉樹及針葉樹坑用材……………一二、

楠ノ木纖維用材……………二四、

針葉樹纖維用材……………二一、

第十一條 (一)轉賣ノ場合ハ總テ、第六條乃至第八條ニ依リ算定シタル價格ニ限り之ヲ請求シ又ハ付與スルニトテ得

(二)剥皮、荷負ヒ、輸送、切斷、品分、積立、整理、積荷及搬出ニ依リテ明ニ生シタル費用ニ限り相當ノ額ニ於テ第六條乃至第八條ニ

依リテ算定シタル價格ニ割増ヲ爲スコトヲ得

(三) 木材商ハ其ノ他、類似營業ガ一九三八營業年度ニ於テ平均的ニ
 取得シタル絶對額ヲ費用附加及利潤附加トシテ加算スルコトヲ得

第十二條 地域的ニ結合シタル森林所有地ガ其ル價格地域ニ屬スルト
 キハ、面積大ナル地ノ價格地域ノ價格ニ依ル

第十三條 (一) 本令ニ定ムル價格地域ハ國家ノ縣 (*Regierungsbezirk*)
 ノ變更ニ依リテ妨ゲラレズ

(二) 本令ニ掲ゲザル飛地ハ之ヲ圍繞シ又ハ其ノ大部分ガ境界ヲ接スル
 價格地域ニ算定ス

第十四條 (一) 第二條及第六條乃至第八條ニ掲ゲザル總テノ原料木材ハ、
 オストマルク及獨逸國ニ編入セラレタル東部諸地方ヲ除ク獨逸國版
 圖ニ於テ價格引上禁止ニ關スル命令ニ服ス。但シ山林經濟一九三六
 年度(自一九三五年十月一日至一九三六年九月三十日)ニ同一ノ品
 質及輸送狀態ノ原料木材ニ支拂ヒタル價格ヲ超ユルコトヲ得ズ

(二) オストマルクニ於テハ、第二條及第六條乃至第八條ニ掲ゲザル用材價格ハバイエルンラントニ於ケル適當ノ木材分類品ニ付許可セラレタル價格ヲ基準トシテ之ヲ算定スベシ。新材ニ付テハ、オストマルクニ於テハ其ノ他ノ同一ノ引渡條件ニ於ケル木材種類及木質ヲ斟酌シタル後山林經濟一九三七及一九三八年度（自一九三六年十月一日至一九三八年三月十七日）ニ地域的ニ得タル最高價格以上ニ之ヲ請求スルコトヲ得ズ

(三) ダンツイヒルウエストプロイセン及ポーゼン大管區及オストプロイセン及シユレージエンプロヴインツニ編入セラレタル東部諸地方ニ於テハ、第二條及第六條乃至第八條ニ掲ゲザル用材及新材價格ハ地域的ニ境界ヲ接スル縣ニ於ケル類似ノ木材種類ニ付許可セラレタル價格ヲ基準トシテ之ヲ算定スベシ。但シ左ノ通トス

ダンツイヒ、マリーンウエルダール及プロムベルク縣ニ於テハ、從來ノマリーンウエルダール縣ニ依ル

ホーヘンザルツア縣ニ於テハ、アレクスタイン縣ニ依ル
 ポーゼン縣ニ於テハ、グレンツマルク、ポーゼン、ウエストプ
 ロイゼン縣ニ依ル

カリシユ縣ニ於テハ、プレスラウ縣ニ依ル

ツイヘナウ縣ニ於テハ、アレクスタイン縣ニ依ル

グムビネン縣ニ編入セラレタル地域ニ於テハ、グムビネン縣ニ
 依ル

カトヴィッツ縣及オペルン縣ニ編入セラレタル地域ニ於テハ、
 オペルン縣ニ依ル

(四) 慣習形成局ハ上級山林官廳ト協議ノ上地方ノ需要ニ應ジ之ト異
 ル定テ爲スノ權限ヲ有ス

第十五條 (一) 地方ノ自家消費者ノ需要充足ノ爲第六條乃至第八條及第
 十四條ニ掲グル木材ノ用材販賣ヲ爲ス場合ハ、第一條第一項第三號
 ニ依リ競落者ノ制限アル競賣ヲ認メラザル限リ、百分ノ二十以下

ノ割増ヲ付與スルコトヲ得。但シ本割増ガ第十四條第一項乃至第三項ニ依ル許可價格ニ從來既ニ含まレタルトキハ本割増ヲ付與スルコトヲ得ズ。本材ノ轉賣ハ之ヲ禁ズ

(二)生産者ガ圓材ヲ購買者ノ注文ニ依リ特別ノ長サ又ハ特別ノ硬度ニ於テ特別品分販賣ヲ爲ストキハ第六條ニ依ル品質類別Bノ圓材ニ對スル許可價格ノ百分ノ十ノ割増ヲ付與スルコトヲ得。但シ第六條第六項ニ依ル枕木用材及附録B第三號及附録C第五號ニ依ル板材、電柱用材及主帆柱ニ於テ第一項ノ如キ特別規定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 木材販賣ノ場合ハ總テ販賣者ハ決算書ヲ交付スベシ。本決算書ニハ本令ノ規定ニ依リ價格算定ニ必要ナル總テノ事項ヲ記載スベシ

終結規定

第十七條 價格形成國家委員ハ國山林長官ト協議ノ上國民經濟的理由

アル場合又ハ不當ノ苛酷性ヲ調整スル爲本令ノ規定ノ例外ヲ許可シ
又ハ他ノ官署ニ右權限ヲ移讓スルコトヲ得

第十八條 (一) 本令ハ東部編入地方ニ亦之ヲ適用ス

(二) 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行シ、一九四〇年九月三十日ニ之ヲ
廢止ス

(三) 本令ハ繼續契約ニ亦之ヲ遡及ス。但シ販賣者ガ販賣品ノ引渡ヲ
爲サスシテ契約ヲ履行セザルトキニ限ル。木材ノ所有權ガ購買者ニ
移轉シタル日ハ之ヲ引渡日ト看做ス

(四) 一九三九年九月二十七日附原料木材令施行期間延長令（公報第
一部一九六六頁）及原料木材令ハ本令ノ施行ト同時ニ之ヲ廢止ス。
本令第二條ニ掲グル木材測定指令ノ規定ハ本令ノ規定ニ牴觸スル限
リ之ヲ廢止ス

價格形成國家委員

國山林長官 內務大臣

(譯註) 左ノ各地域ニ於テハ木材測定指令ガ適用サル

オストマルクニ於テハ、一九三八年十月七日附オーストリーラン
ト山林ニ於ケル木材ノ製材、測定及品分ニ關スル命令 (公報第一部
一四〇七頁)

ズデーテン大管區ニ於テハ、一九三八年十二月十日附ズデーテン
地方山林ニ於ケル木材ノ製材、測定及品分ニ關スル命令 (公報第一
部一七六一頁)

其ノ他ノ獨逸國版圖ニ於テハ、一九三六年四月一日附獨逸山林ニ
於ケル木材ノ保持、測定及品分ニ關スル命令 (官報一九三六年四月
十七日附第八九號)

(1) オーストリーラントニ於ケル四箇年計畫施行命令（一九三八年三月十九日附）

Verordnung zur Einführung des Vierjahresplans im Lande Österreich Vom
19. März 1938 (RGBl. I S. 262) (GBl. f. O. S. 62)

オーストリーニ於ケル獨逸法律施行ニ關スル總統兼宰相第一次布告
（公報第一部二四七頁）第二條第五號關係一九三六年十月十八日附四
箇年計畫實施ノ爲ノ總統令（公報第一部八八七頁）ニ基キ余ハ左ノ通
定ム

經濟大臣ハ原料經濟及爲替業ノ領域ニ於ケル自己ノ事務ノ範圍内ニ
於テオーストリーラントニ於ケル四箇年計畫準備ニ必要ナル總テノ措
置ヲ孰ルノ權限ヲ有ス

ベルリン 一九三八年三月十九日
四箇年計畫受託官

(な)
オーストリーラントニ於ケル四箇年計畫施行第二次命令（一九三八年三月二十七日附）

Zweite Verordnung zur Einführung des Vierjahresplans im Lande Oesterreich
Vom 27. März 1938 (RGBl. I S. 315) (GBl. f. O. S. 73)

一九三八年三月十五日附オーストリーニ於ケル獨逸法律施行ニ關スル總統兼宰相第一次布告（公報第一部二四七頁）第二條第五條關
於一九三六年十月十八日附四箇年計畫實施ノ爲ノ總統兼宰相命令（
公報第一部八八七頁）ニ基キ余ハ左ノ通定ム

國民經濟的危害及不當ノ價格騰貴ヲ防止スル爲、一九三六年十月二十九日附四箇年計畫實施法―價格形成國家委員ノ任命ニ關スル件―（
公報第一部九二七頁）ハ之ヲ準用ス

價格形成國家委員ハ本令ノ施行ニ必要ナル法規及行政規則ヲ定ムル
ノ權限ヲ有ス

24

ウィーン 一九三八年三月二十七日

四箇年計畫受託官

荒木光太郎

(6) スデーテン獨逸地方ニ於ケル四箇年計畫實施ニ關スル命令（一九三八年十月十日附）

Verordnung über die Durchführung des Vierjahresplans in den sudetendeutschen Gebieten. Vom 10. Oktober 1938 (RGBl. I S. 1392) (Vorb. f. d. sud. G. S. 13)

一九三八年十月一日附スデーテン獨逸地方ノ行政ニ關スル總統兼宰相布告（公報第一部一三三一頁）第七條ニ基キ左ノ通定ム

第一條 一九三六年十月十八日附四箇年計畫實施令（公報第一部八八七頁）ハスデーテン獨逸地方ニ之ヲ準用ス

第二條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

ベルリン 一九三八年十月十日附

四箇年計畫受託官

昭和十八年

戰爭關係重要事項日誌

第

號

自

月

日

至

月

日

財團法人世界經濟調查會
美國經濟研究部



例言

一、本日誌は昭和十六年中當會米國經濟委員會委員諸氏其の他の關係者に毎週配付して來た「日米關係重要事項週報」を改題したもので、日米關係に携はる實務家及び研究家の備忘の爲極く重要な出來事の起つた日を檢出する便宜を供するのを目的とする。

一、本日誌は毎號前週月曜日より日曜日迄の出來事を收録し毎週水曜日に配付する豫定である。各事件は可及的其の起つた日の項に記載する事にす。故に或る事件に付別段日の記載なきときは其の日に起つたものと了解せられたい。或事件の日が不明な場合又は著しく日時が經過した後判明した場合には、當局の公表の日其の他適當の日の下に收録し其の旨特記する。尙茲に「日」といふのは其の事件の起つた地に於ける日を指すので、従つて事實上は同時に起つた事が西半球の出來事は一日前に記載される事になるから其の點注意されたい。但し互に緊密に關係した一聯の事項は時の關係を理解し易からしむる爲に或る地の時を基準として其の日の欄に一括記載する事もある。其の場合には現地の日を明記する。(例ば原則に従へば布哇海戦は十二月七日の欄に在るべきであるが、帝國の對米英宣戦と一括して十二月八日の項に記載したるが如し。當該週の日誌編輯後に判明した事項は補遺として各號の末尾に掲げる事もある。

一、本日誌の材料は東京の各新聞紙を主とし其の他公刊物の記事中確實と認めらるるものを用ひ 機密事項は一切之を除外する。

一、同一日の出來事の記載の順序は原則として(一)大東亞戰爭(二)合

衆國及び合衆國關係事項(三)拉典亞米利加諸國及び其の關係事項(四)歐洲戰爭(五)支那及び其の他の外國(七)日本國內諸問題の順に配列し記事の取扱方も此の順を追ふて精より粗に進める。即ち前者程比較的些末事項迄稍詳しく説述し、後者に進むにつれ特に重要な問題丈を簡單に記述するに止める。但し相互緊密に關聯ある事項は必ずしも右順序に拘泥せず便宜一括記載する事もあるであらう。

一、各項の引照番號は「重要事項週報」に引續き其の番號を追ふ事にした。各項末括弧内の數字は當該事件に直接關係ある最近發生せる同様問題の番號で、此番號を連つて行けば當該事件の發展が明かなる様工夫した。

一、本日誌の主眼は日米關係の主要なる出來事の日の檢出に便するに在り、或るべく簡潔なる事を力める。事件の詳細完全なる記述は之を期する所でない。然し日米關係の進展に關係ある事項は成るべく網羅し、且つ本誌丈でも其の出來事の概略丈はわかるやう力める結果、數週間の後には所要事項の日の迅速なる檢出に必ずしも便利でなくなるので、其の目的の爲に別に本誌の記事を更に精選し、記述を極度に簡略にし三箇月毎に「戰爭關係重要事項一覽表」を作成する豫定である。

一、日誌は以上の様な趣旨で今後益改善して有用なものにしたき考であるから之に關する忌憚なき御批評御注意を受くるを得ば編者最も幸とする所である。

昭和十七年一月

昭和拾七年十二月廿壹日

四一九六 皇軍アキヤブに來襲の英人部隊擊退 我ヒルマ方面派遣

軍は舊曆二十七日より三十一日に至る五日間に亘りアキヤブ北方
マユ Mayu 河地區に於て來襲の英人部隊を擊退、捕虜英ランカシヤ
聯隊 Lancashire Regiment 中隊長ペンデルフリー大尉以下十九名、遺棄
死體六十以上、鹵獲品輕機關銃、小銃、手榴彈、銃劍等多數の兵
器の戰果を擧げた

(四一九〇)